

(電子メール施行)

障 号 外
令和 年 月 日

指定障害福祉サービス事業所等運営法人代表者殿

宮城県保健福祉部障害福祉課長
(公印省略)

令和 6 年度報酬改定に伴う年度初めの報酬の届出について (通知)

本県の障害福祉行政の推進につきましては、日頃格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。さて、届出に係る加算等については、届出が毎月 15 日以前になされた場合には翌月から、16 日以降になされた場合には翌々月から、それぞれ算定を開始することとされておりますが、令和 6 年度の報酬改定では、基本報酬の見直しのほか、現行の加算の見直しや新しい加算の導入等が予定されています。また、前年度の事業実績を要件とする加算等もあることから、それぞれの取扱いを下記のとおりとしますのでご承知願います。

記

1 届出期日

(1) 前年度実績を要件とする基本報酬及び加算

就労移行支援、就労継続支援 A・B 型及び就労定着支援については、前年度の実績に基づき、基本報酬の区分が決まり、また、令和 6 年 4 月分から算定を開始する加算の中でも、「前年度の平均利用者数」や「前年度の就労定着者数」等、前年度の事業実績を要件としている場合、令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの 1 年間の実績を届け出ることが条件となっていることから、提出期限を下記のとおりとします。
(例：人員配置加算など)

(2) その他の基本報酬及び加算 (4・5 月分)

4 月または 5 月から基本報酬や加算を変更する場合の提出期限についても、下記のとおりとします。

〔期日〕

郵送：令和 6 年 4 月 19 日 (金) ※必着

メール：令和 6 年 4 月 20 日 (土)

なお、上記期限を過ぎての届出であっても、令和 6 年 4 月末までに届出があった場

合は、4月のサービス提供分から加算を取得することが可能です。ただし、その場合は4月分の報酬について過誤調整を行い、6月に請求することとなりますので、御注意願います。5月分の報酬についても同様に4月末までに届出があれば、6月に請求が可能として取り扱うこととします。

2 届出様式

県障害福祉課ホームページに掲載しておりますので、御活用願います。

- ・介護給付費等の算定に係る届出書等

(<https://www.pref.miyagi.jp/site/syoufuku-top/kasan001.html>)

※報酬改定に伴う新しい様式については、令和6年3月末までに厚生労働省から示される予定となっています。当課HPには4月上旬に掲載予定です。

3 留意事項

- ・当該加算等を4月から新たに算定することについて、利用者等に十分に説明願います。
- ・令和5年度に、前年度の事業実績が要件となる加算を算定していた事業所等において、令和6年4月からも当該加算を算定する場合には、引き続き要件を満たしている事を必ず確認した上で、算定してください。(この場合、変更の届出は不要です)
- ・要件を満たさない場合は、速やかに変更又は終了を届出願います。ただし、基本報酬(就労移行支援、就労継続支援A型並びにB型及び就労定着支援のみ)、就労移行支援体制加算、移行準備支援体制加算及び就労定着実績体制加算については、変更の有無に関わらず届出必須とします。

4 提出先

指定事務を所管する担当班（当課運営指導班又は各保健福祉事務所（地域事務所）母子・障害（第二）班）に届出願います。

※…仙台市内の事業所（仙台市から指定を受けている事業所）については、仙台市に提出が必要です。

〔参考〕

○指定障害福祉サービス事業者等の指定機関

根拠法	サービス種類	指定機関
障害者 総合支援法	療養介護	○障害福祉課運営指導班
	生活介護	
	施設入所支援	
	障害者支援施設	
	自立訓練（生活訓練）	
	自立訓練（機能訓練）	
	就労移行支援	
	就労継続支援A型	
	就労継続支援B型	
児童福祉法	児童発達支援※1	
	医療型児童発達支援	

	放課後等デイサービス※2	
	居宅訪問型児童発達支援※2	
	保育所等訪問支援※2	
	福祉型障害児入所施設	
	医療型障害児入所施設	
障害者 総合支援法	居宅介護，重度訪問介護， 同行援護及び行動援護	事業所所在地を管轄する 各保健福祉事務所又は地域事務所
	短期入所	○仙南保健福祉事務所 母子・障害班
	重度障害者等包括支援	○仙台保健福祉事務所 母子・障害第二班
	自立生活援助	○北部保健福祉事務所 母子・障害第二班
	共同生活援助	○北部保健福祉事務所栗原地域事務所 母子・障害班
地域相談支援	○東部保健福祉事務所 母子・障害班	
児童福祉法	児童発達支援※3	○東部保健福祉事務所登米地域事務所 母子・障害班
	放課後等デイサービス※4	○気仙沼保健福祉事務所 母子・障害班
	居宅訪問型児童発達支援※4	
	保育所等訪問支援※4	

※1 「児童発達支援センター」「指定障害福祉サービスとの多機能型」「指定（共生型）生活介護又は指定（共生型）自立訓練と一体的に行う指定（共生型）障害児通所支援」（注）のみ

※2 「児童発達支援センターとの多機能型」「指定障害福祉サービスとの多機能型」「指定（共生型）生活介護又は指定（共生型）自立訓練と一体的に行う指定（共生型）障害児通所支援」（注）のみ

※3 「児童発達支援センター」「指定障害福祉サービスとの多機能型」「指定（共生型）生活介護又は指定（共生型）自立訓練と一体的に行う指定（共生型）障害児通所支援」（注）を除く

※4 「児童発達支援センターとの多機能型」「指定障害福祉サービスとの多機能型」「指定（共生型）生活介護又は指定（共生型）自立訓練と一体的に行う指定（共生型）障害児通所支援」（注）を除く